

I 岐 阜 女 子 大 学 学 則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 岐阜女子大学(以下「本学」という。)は、教育基本法並びに学校教育法に則り、家政学及び文学に関する学術の教授及び研究を行い、知的、道徳的、応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為な人材を育成することを目的とする。
- 2 本学は、教育水準の向上を図り、前項の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 3 前項に規定する自己点検及び評価を行うため必要な事項は、別に定める。

第 2 章 学部、学科、専攻及び収容定員

第 2 条 本学に次の学部を置き、学部に次の学科及び専攻を置く。

家政学部	生活科学科	生活科学専攻
		建築デザイン専攻
	健康栄養学科	
文化創造学部	文化創造学科	文化創造学専攻
		デジタルアーカイブ専攻
		初等教育学専攻

第 2 条の 2 学科又は専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- 2 家政学部生活科学科生活科学専攻は、広く豊かな教養と家政学に関する高い専門知識と技術を習得し、特に「被服製作」を強化して、洋裁・和裁の高い技術力を身に付け、専門高校にも対応できる家庭科教員を育成することを目的とする。
- 3 家政学部生活科学科建築デザイン専攻は、住環境に関する専門的知識と技術を習得し、住環境の安全・安心・快適性の確保、健康・環境問題への配慮等、幅広く対応できる実践力と感性を有した人材を育成することを目的とする。
- 4 家政学部健康栄養学科は、食と健康に関する専門的な知識を習熟し、地域社会における健康の維持増進と問題解決に参画することのできる指導力、実践力を持ち合わせた管理栄養士を養成することを目的とする。
- 5 文化創造学部文化創造学科文化創造学専攻は、多様な文化創造活動に関し専門的かつ実践的な力を持つ人材、日本文化の基礎を踏まえた教育活動ができ、地域社会の一員として文化の伝承と創造に取り組む人材、主たる学びの領域に、新しい学びを加えることで、付加価値の高い専門性を持ち、継続して学ぶことのできる学習意欲の高い人材を育成することを目的とする。
- 6 文化創造学部文化創造学科デジタルアーカイブ専攻は、多様な文化創造活動に関し専門的かつ実践的な力を持って社会に貢献できる人材、デジタル・ネットワーク時代における日本が求められている知識基盤社会の創出を支える人材、地方創生を担う地域社会の一員として文化の伝承と創造に取り組む人材を育成することを目的とする。
- 7 文化創造学部文化創造学科初等教育学専攻は、既存の文化の理解、新たな文化を教育的見地から創造していく担い手を育成する。そのために育児から教育に至る過程に関する幅広い知識を学び、多様な体験を通して感性を磨き、教育者に求められる資質能力を確実に身につけた人材を育成することを目的とする。

第 3 条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

家政学部	生活科学科
	生活科学専攻

	入学定員	20人	収容定員	80人
	建築デザイン専攻			
	入学定員	20人	収容定員	80人
	健康栄養学科			
	入学定員	80人	収容定員	320人
文化創造学部	文化創造学科			
	文化創造学専攻			
	入学定員	25人	収容定員	100人
	デジタルアーカイブ専攻			
	入学定員	30人	収容定員	120人
	初等教育学専攻			
	入学定員	40人	収容定員	160人

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えてはならない。

3 前項の規定にかかわらず、第26条又は第27条第1項の規定により入学した学生は、第26条又は第27条第1項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を越えてはならない。

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月25日まで

後学期 9月26日から翌年3月31日まで

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する休日

三 開学記念日 2月2日

四 夏季休業日 7月25日から9月14日まで

五 冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで

六 春季休業日 3月1日から4月8日まで

2 学長は必要ある場合には、教授会に諮問しその意見を聴いたうえで、前項の休業日を変更し、もしくは臨時の休業日を定めることができる。

3 休業日であっても、授業その他を行うことができる。

第4章 教育課程、履修方法、単位認定及び1年間の授業期間

第8条 教育課程は、各授業科目を全学共通教育科目、学部共通科目及び学科・専攻専門教育科目に区分し、これを必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。但し、自由科目は卒業要件単位数に算入しない。

2 本学の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとし、その配当年次は、別に定める。

第9条 教育職員の免許状を得ようとする学生は、第20条に規定する卒業に必要な単位を修得するとともに教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を別に定める履修方法により修得しなければならない。

2 本学学部の学科・専攻において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	教育職員の免許状の種類(免許教科)
家政学部	生活科学科 生活科学専攻	中学校教諭一種免許状 (家 庭) 高等学校教諭一種免許状 (家 庭)
	生活科学科 建築デザイン専攻	高等学校教諭一種免許状 (家 庭)
	健康栄養学科	高等学校教諭一種免許状 (家 庭) 栄養教諭一種免許状
文化創造学部	文化創造学科 文化創造学専攻	高等学校教諭一種免許状 (情 報) 中学校教諭一種免許状 (英 語) 高等学校教諭一種免許状 (英 語) 中学校教諭一種免許状 (国 語) 高等学校教諭一種免許状 (国 語) 高等学校教諭一種免許状 (書 道)
	文化創造学部 初等教育学専攻	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状

3 上記教員免許のほか、第20条に規定する卒業に必要な単位を修得し、別に定める履修方法により下記の必要単位を修得した時は、次の資格が得られる。

取得できる資格	資格の種類	所属専攻等	必要単位
保育士	資格	子ども発達専修	児童福祉法に規定する単位
建築士	受験資格	建築デザイン専攻	建築士法に規定する単位
栄養士	資格	健康栄養学科	栄養士法及び同法施行規則に規定する単位
管理栄養士	受験資格	健康栄養学科	栄養士法、同法施行規則及び管理栄養士学校指定規則に規定する単位
食品衛生管理者及び食品衛生監視員	任用資格	健康栄養学科	食品衛生法及び食品衛生法施行令に規定する単位
健康運動実践指導者	資格	健康栄養学科	健康・体力づくり事業財団が定める単位
日本語教員課程 履修プログラム	履修 プログラム		日本語教育機関の告示基準(法務省入国管理局平成28年7月22日策定)
学芸員	資格		博物館法施行規則に規定する単位
司書	資格		図書館法及び図書館法施行規則に規定する単位
図書館司書教諭	資格		学校図書館司書教諭講習規程に規定する単位
デジタルアーキビスト	資格		日本デジタル・アーキビスト資格認定機構が定める単位
上級情報処理士	資格		全国大学実務教育協会が定める単位

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又は併用により行うものとする。

2 前項の授業を、文部科学大臣が別に定める方法により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修することができる。

第11条 学生は、その履修しようとする授業科目を定めて、あらかじめ、学長に申告しなければならない。

第12条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間をもって1単位とすることができる。

三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて、35週とする。

第14条 一の授業科目を履修し終ったときは、試験、学習報告及び実習状況によってその成績を評価し、合格したものには、その授業科目の修了を認め、単位を与える。

2 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を、不合格とする。

第15条 第1年次及び第2年次に履修すべき授業科目の80%以上の単位を取得しない学生は、第3年次以降の授業を受けることができない。第2年次から第3年次へ進む場合、進級の可否は、学長が、教授会に諮問しその意見を聴いたうえで、最終決定する。

第16条 教育上有益と認めるときは、他大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協議に基づき学生に当該他大学等の授業を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位について、学長は、教授会に諮問しその意見を聴いたうえで、60単位を越えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

第17条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項によりあたえることができる単位数は、前条第1項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を越えないものとする。

第18条 本学に新たに入学した者で、入学する前に他の大学・短期大学(科目等履修生及び外国の大学を含む。)において、履修した授業科目について修得した単位を、学長は、教授会に諮問しその意見を聴いたうえで、当該大学に入学した後の当大学における授業科目の履修により取得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、あたえることができる単位数は第16条及び第17条第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を越えないものとする。ただし、保育士の資格を得ようとする場合の取扱い、別に定める。

第19条 第10条第2項に規定する単位数は、60単位を越えないものとする。

第5章 卒業の認定及び学位の授与

第20条 卒業の認定は、第4条に規定する修業年限以上在学し、別表第1の各分野ごとに定める次の単位を修得した者について、学長が、教授会に諮問しその意見を聴いたうえで、最終決定する。

一 教養教育科目

教養基礎	16単位
教養選択	10単位
計	26単位

二 専門教育科目(卒業研究を含む)102単位

合 計	128単位以上
-----	---------

第21条 学長は、前条の規定により卒業の認定をした者に対し、次の区分により、学位を授与する。

家政学部	学士(家政学)
文化創造学部	学士(文学)

第6章 入学、休学、復学、転学、退学及び除籍

第22条 入学の時期は、学期の始めとする。再入学、編入学及び転入学の場合も同様とする。

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を終了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

七 本学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第24条 本学への入学を志願する者は、所定の入学願書に出身学校の調査書、その他所定の書類及び所定の入学検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

第25条 入学を許可すべき者は、入学志願者について、選考の上、決定する。

2 入学者選考に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 本学の2年次に編入学することができる者は、大学又は短期大学において、所定の単位を修得した者

第27条 本学の3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学を卒業した者

二 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

三 短期大学を卒業した者

四 高等専門学校等を卒業した者

五 修業年限2年以上の専修学校の専門課程修了者で学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者

六 学校教育法施行規則第92条の3に規定する者

2 文化創造学部文化創造学科初等教育学専攻への編入学については、定員に余裕のある場合に限り、前項の各号の一に該当する者で、すでに履修した科目及びその単位数を十分検討の上、保育士資格の取得を希望する者であっては、修業年限内に児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法に定める教育の内容を履修することが可能であると認められた者とする。

3 家政学部健康栄養学科への編入学については、定員に余裕のある場合に限り、第1項の各号の一に該当する者で、すでに履修した科目及びその単位数を十分検討の上、修業年限内に栄養士施行規則に定める教育の内容を履修することが可能であると認められた者とする。

第28条 本学への編入学を志願する者は、所定の入学願書に所定の書類及び所定の入学検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

第29条 編入学を許可すべき者は、編入学志願者について、選考の上、決定する。

2 編入学選考に関して必要な事項は、別に定める。

3 第1項により編入学を許可された者の既修得単位の認定に関する事項は、別に定める。

第30条 願い出によって本学を退学した者で、原則として退学後2年以内に再入学を願い出た者は、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 再入学選考に関して必要な事項は、別に定める。

3 第1項により再入学を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定に関する事項は、別に定める。

第31条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次の手続きをとらなければならない。

一 保証人連署の誓約書を提出すること。

二 その他所定の書類を提出すること。

三 第40条に定める入学金及び学費を納付すること。

ただし、前条第1項の規定により入学を許可された者の入学金は、免除する。

2 特別の理由がなく、前項の手続きをしないときは、入学許可はその効力を失う。

第32条 病気その他やむを得ない理由により、2か月以上修学することができない者は、理由書(病気による場合は、医師の診断書を添付)を添えて、学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、許可を得て更新することができる。

3 休学の期間は、通算して4年を超えてはならない。

第33条 病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、教授会に諮問しその意見を聴いたうえで、休学を命ずることができる。

第34条 休学期間は、第4条に規定する在学期間に算入しない。

第35条 休学の理由が解消し復学しようとする者は、理由書(病気による休学の場合は、医師の診断書を添付)を添えて、学長に願い出て、許可を得なければならない。

第36条 本学の学生から、転学部、転学科又は転専攻(以下「転学部等」という。)の願い出があったときは、定員に余裕のある場合に限り、学長は、教授会に諮問しその意見を聴いたうえで、許可することができる。

2 前項の規定により転学部等を許可された者の既に修得した授業科目及び修得した単位の取扱いについては、別に定める。

第37条 他の大学へ転学しようとする者は、理由書を添えて、保証人連署の上、学長に願い出て、許可を得なければならない。

第38条 退学しようとする者は、理由書(病気による場合は、医師の診断書を添付)を添えて学長に願い出て、許可を得なければならない。

第39条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- 一 死亡した者
- 二 行方不明の者
- 三 第4条に規定する在学期間を超えた者
- 四 授業料納付の義務を怠り、督促しても納付しない者

第7章 学 費

第40条 学費は、年額を2回に分け、4月、9月に納付しなければならない。ただし、新たに入学を許可された者は、指定の期日までに、前学期分の授業料を納付しなければならない。

2 学費とは、授業料、施設設備費及び実験実習費等をいう。

3 学費の額は、別に定める。

4 学費については、特別の理由がある場合に限り、数回の分納を認めることができる。

第41条 休学期間中は、所定の在籍料を納付するものとする。ただし、学期の途中で休学する者は、その期の所定の学費を納入しなければならない。

第42条 本学に入学を許可された者は、所定の入学金を納付しなければならない。

第43条 本学に入学を志願する者は、所定の入学検定料を納付しなければならない。

第44条 第23条第7号の規定により、認定を受ける者は、所定の認定手数料を納付しなければならない。

第45条 既納の学費は、いかなる理由があっても、これを返還しないものとする。ただし、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学手続きの取消しを願い出たものについては、学費を返還することができる。

第8章 賞 罰

第46条 本学の学生で表彰に価する行為があったときは、学長は、教授会に諮問しその意見を聴いたうえで、これを表彰する。

2 受賞者の選出方法等に関する事項は、別に定める。

第47条 本学の学生が本学の定める諸規則、規程及び心得に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、教授会に諮問しその意見を聴いたうえで、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- 三 正当の理由がなくて欠席が長期にわたる者
- 四 本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した者

第9章 研 究 生

- 第48条 大学において、更に深い学術研究を行うことを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、教授会に諮問しその意見を聴いたうえで、研究生として入学を許可することができる。
- 2 前項に規定する研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者とする。
 - 3 前2項の規定に基づき研究生として入学を許可された者のうち、特定の研究生を特別奨学研究生とすることができる。
 - 4 前3項に規定するもののほか、研究生及び特別奨学研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生

- 第49条 本学において1科目又は数科目を選んで履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、教授会に諮問しその意見を聴いたうえで、科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 前項に規定する科目等履修生を志願することのできる者は、第23条に規定する入学資格を有する者とする。
 - 3 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 研 究 員

- 第50条 専門分野において相当の学識と経験を有する者で、本学において特別な学術研究を行うことを志望する者があるときは、学長は、教授会に諮問しその意見を聴いたうえで、研究員として許可することができる。
- 2 研究員は、所定の研究料その他の費用を本学に納付しなければならない。ただし、特別の理由により免除されることがある。
 - 3 前2項に規定するもののほか、研究員に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 外国人留学生

- 第51条 外国人留学生として本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上、学長は、教授会に諮問しその意見を聴いたうえで、外国人留学生として入学を許可することができる。

第13章 職員組織

- 第52条 本学に次の職員を置く。
- 学長、教授、准教授、講師、助教及び助手
事務局長、事務職員及び技術職員
- 2 本学に別に定めるところにより、客員教授、客員准教授及び客員講師を置くことができる。
 - 3 前2項に規定するもののほか、必要に応じて他の職員を置くことができる。

第14章 名誉教授

第53条 本学は、学長、教授、准教授及び講師として多年在職し、教育上又は学術上功績があった者に、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 教授会

第54条 本学に教授会を置き、学長及び教授をもって組織する。

2 学長が必要と認めるときは、准教授その他の教育職員を教授会に出席させ、意見を聴くことができる。

3 学長は、教授会を招集し、その議長となる。学長に事故あるときは、学長の指名する教授がこれを代行する。

第55条 学長は、次に掲げる事項について教授会に諮問し、その意見を聴いたうえで、最終決定をするものとする。

一 学生の入学、進級、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 学生の転学部(転学科・転専攻を含む。)、留学、休学、復学、転学、退学、除籍その他身分の異動に関する事項

四 学生の補導及び賞罰に関する事項

五 学則その他学内諸規則の改廃又は制定に関する事項

六 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

七 学長及び学部長その他の組織の長がつかさどる教育研究に関する事項で学長が意見を求めるもの

八 前各号のほか、学内の運営に関する重要なもの

2 教授会の議事運営に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 図書館

第56条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

第17章 学生寮

第57条 本学に学生寮を置き、学生の願い出により選考の上、入寮を許可する。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

第18章 履修証明制度

第58条 学長は、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の規定に基づき、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、履修証明書を交付することができる。

第19章 公開講座

第59条 学生の研究並びに一般市民の文化向上に資するため、公開講座を適当の日時を定め開くことができる。

第20章 研 究 所

第60条 本学に研究機関として次の研究所を置く。

- 一 地域文化研究所
- 二 文化情報研究センター
- 三 南アジア研究センター
- 四 衣食住生活研究センター
- 五 教育支援センター
- 六 長寿健康栄養学センター
- 七 デジタルアーカイブ研究所

2 研究所の組織及び運営その他必要な事項は、別に定める。

第21章 雑 則

第61条 この学則の各条項を実施するため必要な細則は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの文学部の入学定員は、次のとおりとする。

文学部 英文学科 70人

国文学科 70人

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 第3条の規定にかかわらず、平成11年度の文学部の入学定員は、次のとおりとする。

文学部 英文学科 50人

国文学科 50人

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
2 第3条の規定にかかわらず、平成12年度の文学部の入学定員は次のとおりとする。

文学部 英文学科 50人

国文学科 50人

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
2 第3条の規定にかかわらず、平成13年度から平成15年度までの文学部文化情報メディア学科の収容定員は次のとおりとする。

平成13年度及び平成14年度

文化情報メディア学科

文化メディア専攻 収容定員 200人

書法メディア専攻 収容定員 120人

平成15年度

文化情報メディア学科

文化メディア専攻 収容定員 205人

書法メディア専攻 収容定員 123人

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
2 第3条の規定にかかわらず、平成15年度から平成16年度までの文学部観光文化学科の3年次編入学定員は、各年次10名とする。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
2 第3条の規定にかかわらず、平成17年度から平成18年度までの以下の学科、専攻の3年次編入学定員は、各年次以下の通りとする。

家政学部 家政学科 10名

住居学科 10名

文学部 観光文化学科 5名

文化情報メディア学科

文化メディア専攻 5名

書法メディア専攻 3名

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2 平成22年3月31日に在学している者及び編入学した者であって、平成25年3月31日までに、総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しない。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
2 平成23年3月31日に家政学部生活科学科生活科学専攻に在学する者の専門科目について、改正後の学則第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年9月18日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年9月23日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までの収容定員は次のとおりとする。

		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
家政学部	生活科学科						
	生活科学専攻	20	95	20	90	20	85
	建築デザイン専攻	20	95	20	90	20	180
	健康栄養学科	80	440	80	400	80	240
文化創造学部	文化創造学科						
	文化創造学専攻	25	205	25	170	25	125
	デジタルアーカイブ専攻	30	180	30	160	30	140
	初等教育学専攻	40	190	40	180	40	120